

判決年月日	平成28年2月9日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成27年(ネ)第10109号		
<p>○特許権者である一審被告が、一審原告が特許権を侵害したとの趣旨のプレスリリースを自己のウェブサイト上に掲載した行為について、一審被告に過失があったとは認められないとして、原判決中一審原告の不正競争防止法4条に基づく損害賠償請求を一部認容した部分を取り消した事例。</p>			

(関連条文) 平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法2条1項14号, 4条, 民法709条

1 一審被告は、発明の名称を「発光ダイオード」とする発明に係る特許(特許第4530094号)の特許権者であるところ、一審原告が、本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出を行っており、一審原告による当該輸入、譲渡又は譲渡の申出が上記特許権の侵害に当たるとして、一審原告に対し特許権侵害訴訟を提起するとともに、本件プレスリリースを一審被告のウェブサイト上に掲載した。

本件は、一審原告が、一審被告に対し、一審被告による本件プレスリリースの掲載が平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法(以下単に「不正競争防止法」という。)2条1項14号(現行法15号)所定の不正競争行為に該当するとして、同法4条に基づき、損害金445万円と遅延損害金の支払を求めるとともに、一審被告による上記訴訟の提起等が不法行為を構成するとして、不法行為(民法709条)に基づき、損害金55万円と遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、一審原告の請求について、不正競争防止法4条に基づく110万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で一部認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、一審被告は、その敗訴部分を不服として控訴を提起し、さらに、一審原告においても、その敗訴部分を不服として、附帯控訴を提起した。

2 本判決は、次のとおり述べて、一審被告には過失がないと判断した。

「特許法2条3項1号は、物の発明について、その物の生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為を、実施行為と定義している。

本件においては、一審原告がE&E社等を経由してエバーライト社から本件製品を輸入、販売したことを認めるに足りる証拠はない。また、上記認定事実によれば、一審被告も、本件プレスリリース当時、一審原告による本件製品の輸入、販売を立証し得る直接的な証拠を有していたわけではない。

しかし、譲渡等の申出については、製品のカatalogやパンフレット等を示して販売の申出をする行為がその典型的な例であると解されており、製品のカatalog等については、商社や代理店等がこれを作成する場合があるとしても、製造メーカーがこれを作成し、

販売会社がそのカタログを利用して譲渡の申出をする場合等が多いと推認される。

そして、現代の社会においては、カタログだけではなく、インターネットのウェブサイトにも製品を掲載してこれを宣伝広告し、販売することも多いことからすれば、仮に一審原告のような商社が、自社のウェブサイトにも、取扱製品と同製品の販売に必要な情報を直接掲載し、その販売をする趣旨の記載をしていれば、同製品について、譲渡等の申出をしていることになることになると解されるところである。また、そうでなくとも、一審原告のような商社が、自社のホームページにおいて、特定の複数の製造メーカーを紹介した上で、その製品を販売する旨を記載し、その趣旨で当該製造メーカーのウェブサイトにもリンクを貼り、同サイトにおいて各製品の種類と仕様等の販売に必要なデータが説明されている場合にも、製造メーカーのウェブサイトを利用する形での同製品について譲渡の申出をしているものと解される。すなわち、商社がそのウェブサイトにおいて製造メーカーのウェブサイトにもリンクを貼るだけで、同メーカーのウェブサイトに掲載されている製品のすべてについて常に譲渡の申出をしていると解することはできないけれども、その商社と製造メーカーとが取引関係にあることが記載され、当該商社に問い合わせれば当該製造メーカーの製品を購入することができる趣旨の記載があり、かつ、製造メーカーのウェブサイトには、製品の種類や仕様等の販売に必要な情報が開示されているなどの状況があれば、製造メーカーのウェブサイトにリンクを貼り、これを利用している場合でも、製造メーカー作成のカタログを利用する場合と同様に、製造メーカーのウェブサイト掲載の製品について、譲渡の申出をしていると解される。

これを本件についてみるに、一審原告のウェブサイトは、商社である一審原告が、「半導体 規格品からユーザー仕様まで、ニーズに合わせた半導体やデバイス製品を豊富な製品ラインアップから提供いたします。」との記載とともに、エバーライト社を含めた複数の取扱メーカーの名称を列記し、これによりこれらの製造メーカーと一審原告とが取引関係にあることを示した上で、各メーカー紹介のページの中で、エバーライト社の事業内容がLEDパッケージ等であること等を個別に紹介し、その上でエバーライト社のウェブサイトにもリンクを貼り、そのウェブサイトにおいて同社が製造販売する各製品とその製品の詳しい仕様をみることができるようになっているというものである。LEDパッケージは、製品の部品として購入されるものであるから、これを購入するのは、製造メーカーやその代理店等の取引業者であると推認されるところ、一審原告のウェブサイトを見た取引業者は、一審原告が商社としてエバーライト社の製品（その主力は、前記認定のとおり白色LED製品であり、本件製品はその一部である。）を取り扱っており、一審原告に問い合わせれば、エバーライト社から白色LED製品等を購入することができることと理解するものであり、また、製品の詳細については、リンクが貼られているエバーライト社のウェブサイトから、その詳しい仕様もみることができるようである。そして、一審原告のウェブサイトにおいては、エバーライト社の製品について、一部取扱ができない製品がある等の記載はない。

上記の状況によれば、一審被告は、一審原告のウェブサイト及びこれとリンクされているエバーライト社のウェブサイトを見て、一審原告がエバーライト社のウェブサイトに掲載されている白色LED製品等を取り扱っており、取引業者からその商品を購入したいとの申込みがあり、価格等の条件が合致すれば、これを販売すると理解したものであり、一審原告がエバーライト社のウェブサイトに掲載されている本件製品を含む白色LED製品について譲渡の申出をしていると理解したとしても、無理からぬところである。

そして、一審被告は、その後本件製品と本件製品に使用されているLEDチップの構造、構成材料等を分析し、本件特許発明の当時の請求項1の技術的範囲に属することなどを確認した上で、先行訴訟を提起し、本件プレスリリースを掲載したのであり、一審被告が本件プレスリリースを掲載したとしても、一審被告には過失があったものとは認められない。」

- 3 以上を前提に、本判決は、一審原告の請求は、いずれも理由がないから、全部棄却すべきであるとして、原判決中一審被告の敗訴部分を取り消した。